



平成 29 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社かわでん
 代表者名 代表取締役社長 西谷 賢
 (コード : 6648 J A S D A Q)
 問合せ先 取締役経営管理本部長 光藤 淳一
 (TEL 03-5714-4301)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 6 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 96 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令にて定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| (代表取締役および役付取締役) 第 22 条 (省略) ② (省略) ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役各若干名を選定することができる。 (監査役の選任) 第 34 条 (省略) ② (省略) (新設) (新設) | (代表取締役および役付取締役) 第 22 条 (現行通り) ② (現行通り) ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、 <u>常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (監査役の選任) 第 34 条 (現行通り) ② (現行通り) ③ <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(監査役の任期) 第42条 (省略) ② 任期满了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(監査役の任期) 第42条 (現行通り) ② 任期满了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を越えることができないものとする。</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 29 年 6 月 23 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日 (金曜日)

以上